

「えるぼし」認定制度・「女性活躍加速化助成金」の概要

★「えるぼし」認定制度について

女性活躍推進法に基づき、行動計画の策定・策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する取組の実施状況などが優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

☆ 女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし」

※ 評価項目を満たす項目数に応じて、取得できる認定段階が3段階あります。



☆ 認定を受けた企業は、認定マーク(愛称:えるぼし)を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができます。

★「女性活躍加速化助成金」について

女性活躍推進法に沿って、一般事業主行動計画の策定・公表等を行った上で、行動計画に盛り込んだ取組内容を実施し、数値目標を達成した事業主に助成金を支給します。

【 助成金の種類と支給金額 】

● 加速化Aコース

行動計画に盛り込んだ 取組内容を実施(=「取組目標」を達成)した場合に支給

支給額:30万円(1事業主1回限り)

対象事業主: 中小企業事業主(常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主)

● 加速化 N コース

行動計画に盛り込んだ取組内容を実施し、行動計画に盛り込んだ数値目標を達成した場合に支給

支給額: 30 万円(1事業主1回限り)

対象事業主:すべての事業主

※ ただし、常時雇用する労働者が 301 人以上の大企業は、数値目標達成に加えて、女性活躍推法第9条の認定取得または女性管理職比率を業界平均以上に上昇させる必要があります。